

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま幸手線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 沼端三一一番九地先まで | 南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋二七 三番一地先から同郡同町大字国納字 | 区 間 |
| 二〇・〇七 | 八・二三 八・二三 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一五四・四六 | | 延長 (メートル) |
| の道路予定区域の一部変更である。 | 令和三年十一月九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号 | 備 考 |